令和３年度第２回ギャンブル等依存症対策研究会　議事要旨

日時：令和３年12月14日（火）午前10時から11時30分

場所：大阪府咲洲庁舎50階　迎賓会議室

※現地参加とオンライン参加を併用して開催

出席委員：（現地参加）井上研究委員、木戸研究委員、寺田専門委員、三宅専門委員

（オンライン参加）西村研究委員、河本専門委員、村井専門委員

関係部局：ＩＲ推進局、大阪精神医療センター、府健康医療部地域保健課、府こころの健康総合センター、市こころの健康センター

■議事

１）区域整備計画におけるＩＲ事業者が実施するギャンブル依存症対策案の概要について

　　　ＩＲ推進局より、区域整備計画におけるＩＲ事業者が実施するギャンブル依存症対策案の概要について説明。

■主な意見

　・ＩＲ事業者には、最先端の予防を実施してもらいたいが、ＩＣＴの利用が大事になると

思う。そこに、大阪・関西万博の情報を反映させるかどうかでかなりレベルが変わって

くる。

　・カジノ施設での研究者等の受け入れについて、世界的には事業者側がデータを外に出しにくい話だが、研究者がその場で一緒に研究するイメージなので、よい取組みだと思う。

　・ＩＲ事業者のプログラムについて、日本独自のギャンブル特性に合っているかどうか、確認できればよい。

　・相談施設について、利用者の相談内容を、大阪府市においても情報共有される形をしっかりと構築してほしい。

　・相談体制について、民間の支援団体など地域とどういった連携が取れるかであるとか、

地域のどこに繋いでいくか詳細を整理していくことが大事。

　・利用上限の設定について、依存のリスクが高い利用者がどの程度利用していくのか、ま

たそれが予防に繋がっているかどうかなどを検証することが必要ではないか。

　・競馬など他のギャンブル産業においても自己排除プログラムを実施しているので、例えば競馬で自己排除を申し込んでいたらカジノの場合はどうするのかは気になる点。

・ＩＲ事業者のプログラムは、効果調査まで含めたフルパッケージから簡易なパッケージまであるので、何を入れるか、オプションをどうするかについて、今後詳細を詰めていくことが大事になってくる。

・依存症ではないが依存症の問題が起こる可能性がある人には働きかけをしないといけ

ないが、依存症プログラムや医療には乗らないので、どうするかをよく考えることが大事である。

　・実態調査について、調査法が変わったときに、毎年調査すると数字が大きく増えたり減

ったりするので、どう評価するかということは大事な問題。

　・色々な情報をどう住民や研究者等に公開していくか、どう共有していくかを検討することが重要ではないか。